

# 住まいと健康 フォーラムニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第62号  
〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院 建築衛生部 '10.5.19.  
Tel 048-458-6248 (鈴木) 048-458-6249 (阪東) FAX 048-458-6253

## 2010年『住まいと健康フォーラム』 総会及び全国フォーラム開催のお知らせ

日時 2010年6月10日(木)  
総会 午後1時30分～2時  
全国フォーラム 午後2時～5時

場所 国立保健医療科学院  
(埼玉県和光市南2-3-6)

テーマ 「公衆衛生行政から見た住まいと健康  
—建築行政と異なる視点から明らかになる住まいの問題—」

住宅は建築基準法によって、その安全性や衛生が担保されているべきものです。しかし、実際には新しい住宅であっても、健康上さまざまな問題を引き起こすことがあります。

不思議なことに、高価で簡単に変えることができない住宅というものに、どのように住めばいいのかを伝える人がいません。本来提供する企業や人間の責任ですが、大きな瑕疵以外で追求されることはありません。こうして正しく建てられたはずの住宅で、健康を害する状況が生まれています。

今回は、長く建築行政に関する支援研究の場で活躍された後、今度は公衆衛生行政の視点から「住まい」を見ることになった、国立保健医療科学院 大澤建築衛生部長から、その視点の違いと発見を語っていただくと共に、自治体の実践報告を受け、建築行政だけでは果たしえない保健所の「住まいと健康」への関わり方の可能性を、グループワークで議論したいと考えています。

皆さんの多数のご参加をお願いいたします。なお、会員以外の方の参加も歓迎します。周囲の方にお知らせして、お誘い合わせてお越しくください。

※本企画は「住まいと健康フォーラム」が主催するものですので、お問い合わせ等は国立保健医療科学院ではなく「住まいと健康フォーラム」事務局（鈴木宛）にお願いします。

Tel 048-458-6248 FAX 048-458-6253 なるべくFAXでご連絡ください。

# 科学学院の住居あるいは 建築物関連研修の実施計画について

鍵 直樹（保健医療科学院建築衛生部）

本年度は、「建築物衛生研修」を6月7日から25日までの3週間にわたって、開催する予定です。昨年、科学院では事業仕分けが行われ、研修事業についても厳しいメスが入ったのをご存じの方もいらっしゃるかと思います。研修予算は減額され、他の研修については統廃合が行われたものの、建築物、住まいに関係する研修は今まで通り開催することとなりました。

現在まで根拠法のある「建築物衛生」と、根拠法がなく対人保健との連携が必要な「住まいと健康」の2コースを、三年周期で前者1回、後者2回で実施して参りました。平成17年に建築衛生部において実施した地方公共団体主管部局（生活衛生課あるいは環境衛生課）に対する調査でも、両者の分離開講は概ね賛同を得ておりました。ただし、ローテーションについては、近年の事務所建築物の高度化、大型化やSARS、結核といった新興再興感染症への対応の要請といった背景による建築物衛生へのニーズの増大を考慮し、両研修の隔年開講で実施することを検討しております。なお、今年度の「建築物衛生」研修では、27名の研修生をお迎えする予定で、例年の「住まいと健康」研修よりも若干多くなっております。

今年の「建築物衛生」研修では、建築物衛生法の概要・歴史や健康影響に関する基礎的な項目、建築物室内環境に係わる個別の実態と対策、給排水衛生設備や空調設備の基礎から低湿度で悩まされる加湿の問題、立入検査の手法及び環境衛生の測定方法などの座学に加え、建築物衛生に係わる普及啓発資料作成の実習などを取りそろえております。また、フォーラムに関連して住環境、都市問題についても座学で取り入れる予定であります。

「住まいと健康」に関しましては、個別支援というアプローチの重要性から、対人保健と対物保健の連携が不可欠と考えられます。ただし最近では、保健所の業務内容や人員の変化などからとくに保健師の派遣が容易ではなくなっているようです。開講期間の3週間への短縮化や専門性を配慮した選択科目の実施などの対応を図ってきたことに加え、次回の平成23年度では公衆衛生看護部からも研修副主任を迎えて、保健所内での連携強化の視点を補強して実施する計画を立てています。公衆衛生の基盤としての住居については是非関心をもってください、「住まいと健康」研修にも参加していただけるようお願いいたします。

それを補う意味も含めて、4年前からインターネットを活用した遠隔研修で「住環境学」の講座を提供してまいりました。和光まで受講しに来る必要はなく、また所属先からの派遣という型式以外でも受講できるもので、環境衛生監視員、保健師、医師、理学療法士、社会福祉士、建築士といった専門職の方の

参加を得てきました。本年度の開講については未定ですが、開講が決定しましたら科学院のホームページでご案内をいたします。

新しく国立保健医療科学院建築衛生部建築物衛生室長に就任された、田島昌樹先生に自己紹介を書いていただきました。

## 住宅の換気にかかる省エネルギーと 室内環境についての課題

田島昌樹（建築衛生部 建築物衛生室長）

21年9月1日に国立保健医療科学院の建築衛生部に参りました田島昌樹と申します。平成20年度までは国土交通省国土技術政策総合研究所に、平成21年4月から8月までは早稲田大学理工学術院総合研究所に在籍し、建築（非住宅）や住宅の省エネルギーや室内環境についての研究に従事してきました。現在も当院で建築や住宅の省エネルギーと室内環境水準の向上に関する研究を行っております。

省エネルギーについては、対策が急務となっていることから「居住者に何かしらの我慢を強いてでも省エネルギーを達成」する必要があるとの考え方もあります。しかしながら小職が携わっている研究は「居住者の健康性や快適性と省エネルギー双方の達成」を目標として実施しており、建築物、住宅それぞれに研究が進んでいます。その中でも特に住宅の24時間換気に係る検討に長年携わってきましたので、この分野に関する室内環境水準の維持向上と省エネルギーの達成のための課題について簡単に紹介させて頂きたいと思っております。

24時間換気システムの選択には、住まい方や間取り計画、気密性の確認が必要です。特に戸建て住宅で浴室やトイレの局所換気扇を24時間換気に用いる場合には住宅の気密性が必要です。気密性が低いと住宅全体では十分な換気が得られていても外気導入が過少な室ができやすくなり、室内空気環境の悪化が懸念されます。

また換気システムは日常の維持管理に配慮がなされた物を選択し、配置計画についても清掃等がしやすいよう検討する必要があります。近年は分解清掃が容易なものや、本体を天井裏ではなくクロゼット等に設置することにより居住者の手が届き清掃がしやすいシステムが販売されています。日常の清掃により室内空気環境の向上はもちろんのこと換気に利用されるエネルギー効率も向上することが実験でも確かめられています。また一般にはあまり実施されていませんが、施工後の風量測定は必要でしょう。

また居住者への情報周知も大切な課題です。2年ほど前に実施した調査において、24時間換気システムが導入されている住宅に住んでいる一般の方1500名にアンケートをしたところ、半数の人が24時間稼働しているシステムがあることを認識していませんでした。またこの調査からは換気システムの清掃を実施している人の割合が意外と高い結果を得ましたが、その実施範囲は室内側から目の届く範囲に限定されていて、たとえば外壁にある換気システムの屋外端末についてはほとんど実施されていない結果が得られました。居住者に対して換気システムについてその配置や仕組みなどについて周知することは室内環境上、省エネ上、双方の観点から重要です。

現在、これら課題を含めた省エネルギーと室内環境の向上に関するガイドラインの作成を行っていますので、またの機会に報告させて頂ければ幸いです。この記事をご覧になり、まずは換気システムの清掃を（屋外側についても）実施して頂けると嬉しい限りです。

## 事務局だより

住まいと健康に関する、各地の自治体の取り組みについて、情報をお待ちしています。様式は問いませんので、事務局までご連絡ください。ニュースやホームページで公開します。みなさんの情報提供をお願いいたします。

## 「住まいと健康フォーラム」ホームページ

「住まいと健康フォーラム」のホームページで、今までのニュースをPDFで見ることができます。また、過去の全国フォーラムの概要も掲載しています。

アドレスは

<http://hwm3.gyao.ne.jp/go-sumai>

## 事務局

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院 建築衛生部 健康住宅室 鈴木 晃 ・ 阪東美智子

TEL 048-458-6248(鈴木) FAX 048-458-6253

事務局不在のときが多いので、ご連絡はFAXでお願いします。